

運 営 規 程  
(児童福祉法に基づく児童発達支援)

社会福祉法人 浜川会  
児童発達支援事業所  
ふいーる

## 運 営 規 程

### (施設の目的)

第1条 社会福祉法人浜川会(以下「法人」という。)が設置運営する指定児童発達支援事業所ふいーる(以下「施設」という。)は、児童福祉法の理念に基づき指定施設としての適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関することを定め、施設職員が知的障害等を伴う児童(以下「利用児」という。)に対し、必要で適正な指定施設としての支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、利用児の基本的人権及び人格を尊重し、その利用児に応じた適切な療育を提供するものとする。

2 施設は、利用児への適切な支援を行うために、関係市町村、児童相談所、他の関係機関等との連携を図るものとする。

3 施設は、保護者からの要望、情報を尊重し、又、園での様子を踏まえ家庭と協力して療育を進めるものとする。

4 児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び高崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(令和元年高崎市条例第8号)その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の内容)

第3条 施設は以下の事業を運営する。

児童発達支援事業

### (事業の名称と所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 ふいーる

(2)所在地 群馬県高崎市井出町 1665-2

### (児童発達支援事業の従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行う。また、従業者に、児童福祉法及び高崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例その他関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)児童発達支援管理責任者 1人(専任かつ常勤)

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給

付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画を作成する。計画の作成にあたっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該計画について説明し、文書により同意を得て、作成した計画を交付する。

計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

上記の業務のほか、他の従業者に対する技術指導及び助言、障害児又はその家族に対する相談及び援助を行う。

### (3) 児童指導員又は保育士(専従。1人以上は常勤)

サービス提供時間帯を通じて、障害児の数が10までは、2人以上、障害児の数が10を超える場合は、2人に、障害児の数が5又はその端数を増すごとに1人を追加した数以上とする。児童指導員等加配加算、福祉専門職員配置等加算等、各種加算を算定する場合は、算定基準を満たす配置を行うものとする。

指導員又は保育士は、児童発達支援計画に基づき、障害児に対し適切な指導等を行う。

### (児童発達支援事業の主たる利用対象者)

第6条 主たる利用対象児は以下の通りとする。

療育を必要とし、市町村が利用を認めた児童で市町村から利用受給者証の交付を受けた児童。

\*対象児童はすべて幼児とし、利用期限は就学該当年(年長)の3月31日までとします。

\*医療的ケア(経管栄養・吸引・吸入・導尿等)を通園時間帯に必要とするお子さんの受け入れについては、必要とする処置を実施できる体制が整うまで利用を保留する。

### (児童発達支援事業の通所定員)

第7条 利用児の基本定員は10名とする。

### (職員の配置と通所児童数)

第8条 前条に定める定員に対し基準に沿って職員を配置する。

#### 1. 適正な職員配置

児童福祉法における職員配置基準	児童10名まで直接処遇職員2名
当園の職員配置の現状(常勤換算)	児童10名に対し直処遇職員5.4名

#### 2. 十分な療育スペース

高崎市の障害児通所支援施設の人員、設備、運営に関する基準	3.3㎡以上/人
当園の指導訓練室の面積	29.81㎡+7.45㎡

### (児童発達支援事業の営業日とサービス提供時間)

第9条 施設の営業日は以下の日を除く原則月曜日から金曜日とする。

国民の祝日、12月29日から1月3日、お盆期間の平日2日、年度末、年度初めの連続する

平日2日

2 施設の営業時間はから9:00～17:00までの間とする。

3 施設における基本療育提供時間は9：30～15：30までとし、それ以外の時間について、施設で預かる場合は時間外療育とする。

4 施設における全日通園児の基本療育時間（土曜日含む）は午前9時30分から午後3時30分までとし、それ以外の時間について、施設で預かる場合は時間外療育とする。

また、個別支援計画において支援時間が5時間を超える部分については、預かり支援対象とする。

（児童発達支援事業の提供する指定施設支援の内容及び施設給付決定保護者から受領する費用及びその額）

第10条 施設は、支援の提供に当って、利用児に対して個別療育目標を作成すると共に、他のプログラム等にも基づき適切に指定施設支援を提供するものとする。

2 施設は、常に利用児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用児又は、その家族に対し、その相談に適切に応じると共に必要な助言そのほかの援助を行う物とする。

3 利用児に提供する食事は、栄養並びに利用児の身体の状況を考慮したものとすると共に、適切な時間に行うものとする。

4 施設は、通所給付決定保護者から、別紙「重要事項説明書」に定める通り、必要な費用及び定めにある金額を徴収するものとする。

5 児童発達支援事業において提供される便宜に要する費用のうち、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものであって、次に定める費用については通所給付決定保護者から支払を受けるものとする。

（1）給食代 1食 実費相当額（詳細は別紙「重要事項説明書」）

（2）その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの（実費相当額の範囲内）

6 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

7 第1項から第5項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

（通所利用者負担額に係る管理）

第11条 事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業所が提供する児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業者は、当該児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(児童発達支援事業の通常の事業の実施地域)

第12条 施設の通常の事業の実施地域は、高崎市、群馬県西部児童相談所担当区域とするが、施設給付決定保護者から申請があれば、他の区域の利用児も利用できるものとする。

(児童発達支援事業の施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 施設支援を利用するに当たって、利用児及びその保護者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用児及びその保護者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

(児童発達支援事業の緊急時等における対応方法)

第14条 施設の職員は、指定施設支援の提供中に利用児の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに指定医療機関及び家族に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。指定医療機関の定めがある場合等は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

2 指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、市町村及び当該障害児の家族に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(児童発達支援事業の非常災害対策)

第15条 施設は、防火管理者を定めると共に、非常災害対策が起きた場合に備えて、消火計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 施設は、前項の計画に基づいて、避難訓練と消火訓練を行うものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(児童発達支援事業の虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 施設は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待防止に関する責任者の選定及び設置し虐待の早期発見と対応に努めなければならないものとする。

虐待防止に関する責任者 管理者 秋松 宗雄

2 施設は、虐待を受けた利用児の保護及び支援が適切に行われるように、支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、虐待防止に関する責任者を設置し、従業者に対して虐待防止のための研修の実施、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

4 虐待防止対策検討委員会の設置及び定期的な開催

(虐待等の禁止)

第17条 施設の職員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行

為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 施設において、職員に対し、虐待防止のための研修を実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

虐待防止に関する責任者:園長 秋松 宗雄

(身体拘束等の禁止)

第18条 施設は指定児童発達支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 法人は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(児童発達支援事業の協力医療機関)

第19条 施設は、利用者の健康状態の変化、怪我への対応を図るため、協力医療機関を定める

協力医療機関名 いまいずみ小児科

(感染症等の予防及びまん延の防止)

第20条 法人は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 法人は、非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 法人は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的実施する。

3 法人は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第22条 施設は、提供した療育・事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者に周知の徹底を図るものとする。

2 施設は、提供した児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により都道府県知事又は市町村長(以下「都道府県知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規程により行う調査又は斡旋にできる限り協力する。

(個人情報の取り扱い)

第23条 事業所及び職員は、療育を提供する上で知り得たお子さん及びその家族に関する情報については、別紙「個人情報の取り扱いに関する同意書」に沿って対応する。

2 ふいーるは、前項以外の情報の外部提供を行う場合、保護者に事前同意を得るものとします。また、別紙「個人情報の取扱いに関する同意書」に該当する理由により外部提供を行った場合は、外部提供を行った日以降に保護者に通知する。

3 ふいーるでは、お子さんに対し分かりやすい療育を提供するための教材として、カード、写真を利用します。その教材作成にあたりお子さん、ご家族の顔写真等を使用します。顔写真につきましては、療育の場面でのみ使用しそれ以外では使用しません。

4 法人は障害児に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 法人は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 施設は、施設の事業会計をその他の事業会計と区分するものとする

3 施設は、職員、設備・備品に関する記録を整備すると共に当該記録を完結の日から5年間保存する。また、会計に関する諸記録については決算書類は永年、その他の記録については10年間保存するものとする。

(規程の委任・改訂)

第25条 この規程で定めるもの以外に、施設を管理する上で、必要な事項を決定しなくてはな

らない場合、あるいは、この規程の改訂が必要とされる場合は、理事長の承認を得て施設長が定める。

#### 附則

1. この規程は、平成28年6月1日より施行適用する。
2. この変更規程は平成29年12月15日より施行適用する。
3. この変更規程は平成30年4月1日より施行適用する。
4. この変更規程は平成31年1月1日より施行適用する。
5. この変更規程は平成31年4月1日より施行適用する。
6. この変更規程は令和3年4月1日より施行適用する。
7. この変更規程は令和4年1月1日より施行適用する。
8. この変更規程は令和6年4月1日より施行適用する。  
(主たる利用者の変更、支援時間(5時間)の導入・預かり支援)
9. この変更規程は令和8年7月1日より施行適用する。  
(児童発達支援事業の通常の事業の実施地域)  
(「別紙」利用料資料の削除)